

大阪府告示第1667号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、同条第1項の区域の一部について同項の規定による指定を解除する。

平成24年11月13日

大阪府知事 松井 一郎

1 形質変更時要届出区域

高石市綾園一丁目488番1、489番1から489番3まで、489番5、489番6、513番1、513番3、513番4、514番1、514番3、515番1から515番3まで、516番1、516番2、518番、518番1、518番2、522番1、522番2、523番2及び523番4の各一部、加茂一丁目29番1、30番1、30番2、31番1、31番2、31番4、433番1、434番1、438番1、438番7、1546番1、1551番1、1553番、1554番1及び1556番の各一部、東羽衣三丁目829番1、829番3、829番4、834番5及び834番・835番合併1の各一部、東羽衣七丁目29番2、29番3、29番5、29番6、29番7、233番1、233番2、234番1及び234番3の各一部並びに千代田一丁目535番3の一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去